

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1800号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
小学校、中学校 及び義務教育学 校	1 学校教育法 （昭和22年法 律第26号）第81 条に定める特別 支援学級を担 当し、特別支援 教育に直接従 事することを本 務とする職員 2 (略)	1	小学校及び中学 校	1 学校教育法 （昭和22年法 律第26号）第81 条に定める特別 支援学級を担 当し、特別支援 教育に直接従 事することを本 務とする職員 2 (略)	1
備考 (略)			備考 (略)		

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
コロニーにいが た白岩の里	(略) 7～9 (略)	1	コロニーにいが た白岩の里	(略) 7～9 (略)	1
新 星 学 園	1 指導課に勤務 する課長、副参 事、寮長、副寮 長、主査、主任 及び児童指導 員	4	新 星 学 園	1 指導課に勤務 する課長、副参 事、寮長、副寮 長、主査、主任 及び児童指導 員	4
	2 園長	2		2 園長	2
	3 主任准看護 師、看護師及び 准看護師	1		3 主任准看護 師、看護師及び 准看護師	1
	4 委員会が別に 定める職員			4 委員会が別に 定める職員	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。